

港湾情報提供施設・協定制度の創設

港湾情報提供施設

- 多様化する港湾利用者の利便性向上やポートセールスのための、案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設
- 港湾施設に位置づけることにより、港湾情報提供施設の効果的な整備・管理を推進する。



- ・港湾協力団体の活動拠点としても利活用
- ・さらに、施設の整備・管理自体を港湾協力団体が行うことも可能

港湾協力団体

- 港湾で活躍するNPO等の団体を想定している。
- 業務: 港湾管理者に協力して以下の業務を実施する。
 - ① 港湾情報提供施設その他の港湾施設の整備・管理
 - ② 港湾の情報・資料の収集・提供
 - ③ 港湾の調査研究
 - ④ 港湾の知識の普及・啓発

クルーズ船のおもてなし



セミナーの開催



港湾の清掃



海洋環境の調査

民間事業者が港湾情報提供施設を整備した場合の施設管理の特例

特定港湾情報提供施設協定

見学施設や展示施設などを民間事業者が自らの施設に併設するなどして整備した場合に、港湾管理者と協定を結ぶことにより、当該民間施設を港湾管理者が管理することができる。

なお、本協定は、協定の公示のあった後に当該民間施設の所有者等となった者に対しても、その効力を有する(承継効)。

- ・港湾管理者のメリット: 整備コストの縮減
- ・民間事業者のメリット: 維持管理コストの縮減、提供可能な港湾に係る情報の充実。

※ 写真は、穀物用サイロの最上階に民間事業者が見学施設を整備している例

見学施設



穀物用サイロ

港湾を核とした
賑わいの創出

港湾情報提供施設をみなとオアシスの中核施設として活用し、港湾の利用促進を通じた地域の賑わいを創出する。

